

芽室町中央公民館の設置及び管理条例中一部改正
(案)

(令和 4 年 3 月 3 日条例施行予定)

芽 室 町
生涯学習課社会教育係

芽室町中央公民館使用料の改定（案）について

（１）根拠条例

芽室町中央公民館の設置及び管理条例

（２）改定の理由

令和３年度の中央公民館改修により、２階和室を会議室１・２へと変更していることから、室面積による中央公民館使用料算定方法を用いて試算したものです。

（３）改定の内容

室 名	改定後使用料 (1 時間につき) (円)
会議室 1	150
会議室 2	290

（４）施行期日 令和４年３月３日

※参考

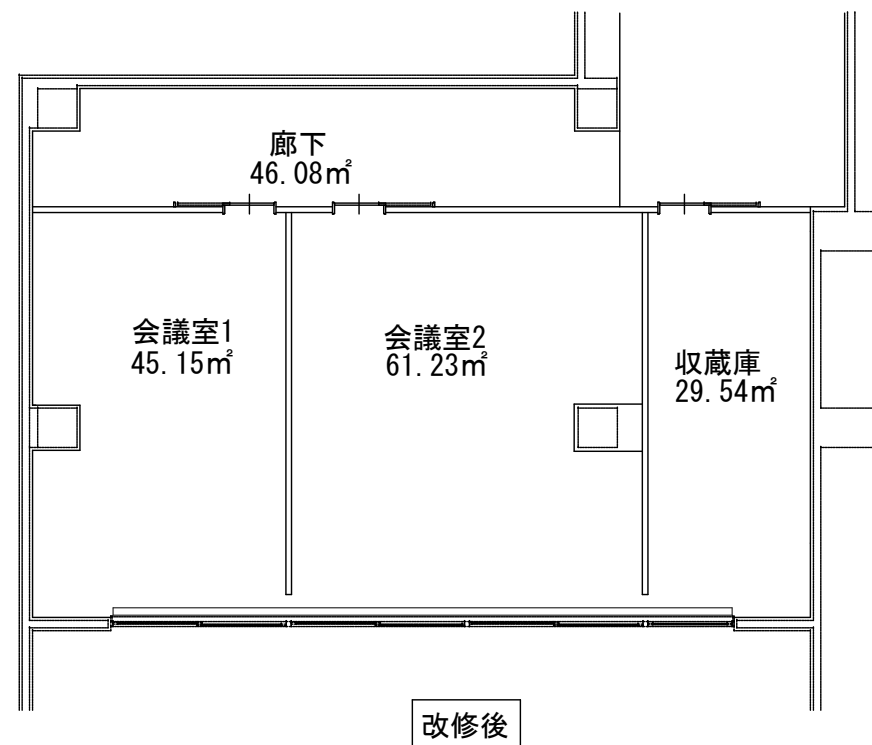
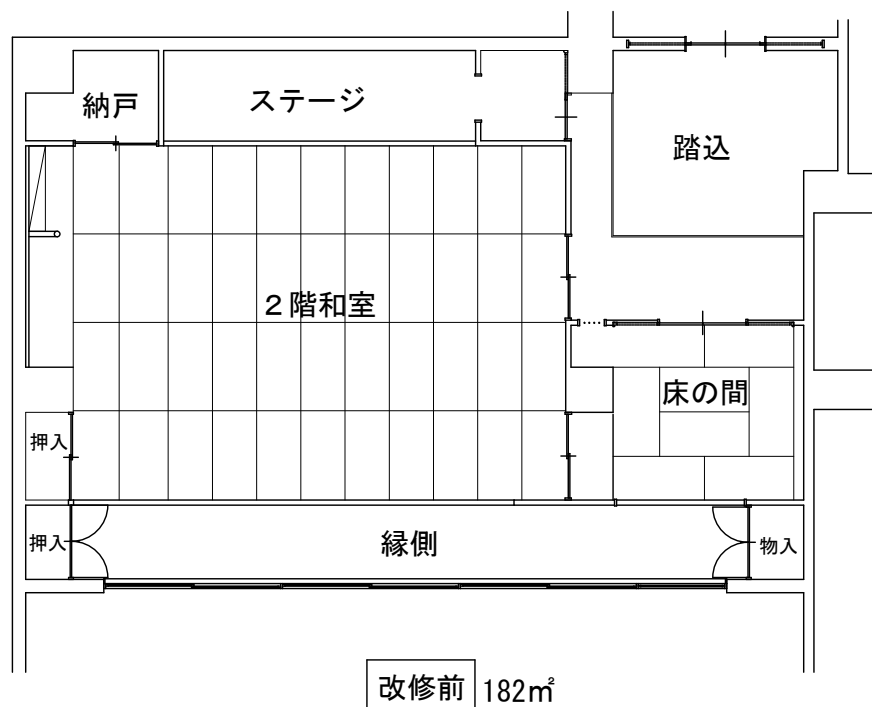
◎現在

室 名	使用料 (1 時間につき) (円)	面 積 (㎡)
2 階和室	610	182.00



◎改定後

室 名	使用料 (1 時間につき) (円)	面 積 (㎡)
会議室 1	150	45.15
会議室 2	290	61.23
収蔵庫	－	29.54
室前廊下	－	46.08
合 計		182.00



廊下+会議室1, 2+収蔵庫=182m²